

議案第 5 3 号

守谷市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

守谷市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 5 年守谷市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 1 条第 1 3 項中「、栄養士又は」を「、栄養士若しくは管理栄養士又は」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

令和 7 年 6 月 2 日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

令和 年 月 日 原案 決

議 案	頁 数
5 3 号	1

提案理由（議案第53号）

提案理由を申し上げます。

本案は、国の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の介護サービスに係る基準について、栄養士法に関連する省令が改正されたことに伴い、守谷市においても関連条例について所要の改正を行うものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議 案	頁 数
53号	2

守谷市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改 正	現 行
(従業者の員数) 第 1 5 1 条 (略) 2 から 1 2 まで (略) 1 3 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準第 9 3 条第 1 項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第 5 条第 1 項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員</u>については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 1 4 から 1 7 まで (略)	(従業者の員数) 第 1 5 1 条 (略) 2 から 1 2 まで (略) 1 3 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準第 9 3 条第 1 項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第 5 条第 1 項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、<u>栄養士又は</u>機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 1 4 から 1 7 まで (略)

5 3 号	議 案
3	頁 数